

## 「感染警戒期」における本県の社会活動制限

区分	警戒期の目安 (6/18 対策本部会議決定)	対応案 (7/17～) ※新型インフルエンザ等対策特別措置法 第24条第9項による協力要請	政府方針 (7/8 事務連絡) のポイント
外出自粛等	①不要不急の外出自粛要請 (法第24条第9項) ②患者が多数発生している都道府県や人口密集地への不要不急の移動の自粛要請 ③クラスター発生施設 (繁華街の接待を伴う飲食店等) 等の利用自粛要請 ④感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」の推進	①不要不急の外出自粛要請 ・発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動の自粛はもとより外出を控えるよう要請 ②患者が多数発生している都道府県や人口密集地への不要不急の移動の自粛要請 ・東京都など人口密集地や感染が再拡大している地域との不要不急の往來の自粛を要請 ③クラスター発生施設 (繁華街の接待を伴う飲食店等) 等の利用自粛要請 ・業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策がなされていない施設への出入り自粛を要請 ・ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店への出入り自粛を要請 ④感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」の推進 ・「兵庫県新型コロナ追跡システム」の利用及び新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録を要請 ・学生をはじめ若者に対して、多人数での会食は慎重に行うこと、飲食しながらの大声での会話や回し飲みは避けることを要請	○発熱等の症状がある者は、都道府県をまたぐ移動の自粛はもとより外出を控えるよう要請 ○感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えるよう要請 ○外出の際に、マスクの着用や手指の消毒など「新しい生活様式」に基づく行動を要請
イベント	①全国的大規模なイベントの中止又は延期の要請 (法第24条第9項) ②開催の目安 ・屋内：1,000人以下、定員の半分以上 ・屋外：1,000人以下、距離を十分に確保	①全国的大規模なイベントの中止又は延期の要請 ・全国的・広域的な祭り・野外フェス等は、中止又は延期を要請 (～7/31) ②開催の目安 ・開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請 (～7/31) 屋内：5,000人以下、定員の半分以上 屋外：5,000人以下、距離を十分に確保 ・参加者が5,000人以下であっても1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、必ず開催要件や感染防止対策等について対策本部事務局との事前相談を要請 ・「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録とQRコードの掲示を要請	○全国的・広域的な祭り・野外フェス等は、延期など慎重な対応を要請 (～7/31) ○開催の目安 (～7/31) ・屋内：5,000人以下、定員の半分以上 ・屋外：5,000人以下、距離を十分に確保 ※業種毎に策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策が講じられることを前提 ○全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、開催要件等について都道府県への事前相談を依頼
事業活動	①業種ごとの感染予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を要請	①業種ごとの感染予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を要請 特にバーやクラブ等の接待を伴う飲食店及びその他の酒類の提供を行う飲食店に対し、ガイドラインの遵守を要請 ・飲食店では、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅待機及び検査受診を要請 ・「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示を要請 ・「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録とQRコードの掲示を要請	○感染拡大予防ガイドラインが実践されていない施設について、必要な協力要請 (施設の使用制限等含む) を検討 ○クラスターが発生した場合、当該業種について施設の使用制限等の協力要請を検討 (法第24条第9項)
出勤等	①在宅勤務 (テレワーク)、TV会議、ローテーション勤務等の徹底 ②「三つの密」の回避	同左	○在宅勤務 (テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけ

(注) 発動内容については、近隣府県の動向、国の方針、地域別状況を踏まえて総合的に判断

<参考：新型インフルエンザ等対策特別措置法>  
第二十四条 (第1～8項 略)

9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。